

平成
26年度
補正

ものづくり・商業・ サービス革新補助金

制度の概要

① 事業の概要(目的)

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業を支援するもの。

② 補助対象者

日本国内に本社及び開発拠点を有する中小企業者に限る。本事業における中小企業者とは、【ものづくり技術】で申請される方は「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」第2条第1項に規定する者、【革新的サービス】【共同設備投資】で申請される方は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」第2条第1項に規定する者。

③ 補助対象要件

認定支援機関(経営革新等支援機関)の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・中小企業による共同体で、以下の要件をみたとすこと。

1. 革新的なサービスの創出

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出等であり、3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経営利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

2. ものづくりの革新

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した画期的な試作品の開発や生産プロセスの革新であること。

3. 共同した設備投資等による事業革新

複数の企業が共同し、ITやロボット等の設備投資により、革新的な試作品開発等やプロセスの改善に取り組むことで、共同事業者全体の3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

④ 対象経費

機械装置費、原材料費、試作品の開発に係る経費(直接人件費含む)等

⑤ 補助対象事業、補助率等

	一般型	コンパクト型
革新的サービス	・補助上限額：1,000万円 (下限：100万円) ・補助率：2/3 ・設備投資が必要	・補助上限額：700万円 (下限：100万円) ・補助率：2/3 ・設備投資不可
ものづくり技術	・補助上限額：1,000万円(下限：100万円) ・補助率：2/3 ・設備投資が必要	
共同設備投資	・補助上限額：共同体で5,000万円(500万円/社) (下限：100万円) ・補助率：2/3 ・設備投資が必要	

⑥ 募集期間

- ◆ 1次公募 受付開始：平成27年2月13日(金)
締切：平成27年5月8日(金)
- ◆ 2次公募 受付開始：平成27年6月25日(木)
締切：平成27年8月5日(水)